

鈴鹿市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和7年6月30日

鈴鹿市議会議長

野間 芳実 様

提出者

議会運営委員会

委員長 池上 茂樹

(提案理由)

議選監査委員を予算決算委員会の構成委員とすることに伴い、同委員会の委員の定数を改定するため。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市議会委員会条例の一部を改正する条例

鈴鹿市議会委員会条例（昭和 35 年鈴鹿市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前																		
（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）	（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）																		
第 2 条 略	第 2 条 略																		
2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。	2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。																		
<table><tr><td>名称</td><td>定数</td><td>所管</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>予算決算委員会</td><td><u>26</u> <u>名</u></td><td>予算及び決算に関する事項</td></tr></table>	名称	定数	所管	略	略	略	予算決算委員会	<u>26</u> <u>名</u>	予算及び決算に関する事項	<table><tr><td>名称</td><td>定数</td><td>所管</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>予算決算委員会</td><td><u>25</u> <u>名</u></td><td>予算及び決算に関する事項</td></tr></table>	名称	定数	所管	略	略	略	予算決算委員会	<u>25</u> <u>名</u>	予算及び決算に関する事項
名称	定数	所管																	
略	略	略																	
予算決算委員会	<u>26</u> <u>名</u>	予算及び決算に関する事項																	
名称	定数	所管																	
略	略	略																	
予算決算委員会	<u>25</u> <u>名</u>	予算及び決算に関する事項																	

附 則

この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。